

令和元年度 第1回旭川市奨学生等選考委員会 議事概要

○開催日時

令和元年7月9日(火) 10:00～11:00

○開催場所

旭川市第二庁舎3階 保健相談室

○出席委員(7名)

委員長 B委員 C委員 D委員 E委員 F委員 G委員

○事務局

子育て支援部 中村部長 高野次長

子育て助成課 土谷補佐 逸見

1 確認事項

事務局 本日開催する会議については例年開催している奨学生等の選考と異なり、個人情報等の取扱いがないことから、「旭川市情報公開条例」第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定するいずれにも該当しないため、原則、公開することとなっている。また、傍聴者の発言については、「附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準」第5条第4項に「その他の会議の傍聴に関し、必要な事項は、附属機関がこれを定める」とされていることから、会議の円滑かつ効率的な進行のため、傍聴者の発言は認めないこととしたいと思うがいかがか。

各委員 異議なし

事務局 異論等がないため、傍聴者の発言は認めないこととする。
今後同様の公開する会議が開催された場合においても、今回の決議をもって傍聴者の発言は認めないという形とする。

2 議事

(1) 給付型奨学金制度の創設と奨学金等貸付制度の見直しについて

委員長 (1)の議事について事務局から説明を。

事務局 ～説明～

B委員 確認をさせてもらいたい。市の奨学金制度として「旭川市奨学金制度」があるが、それは継続といことでよいか。

事務局 既存の奨学金は継続する。

B 委員 給付型が新たに創設され、二本立てになるということか。

事務局 その通り。

F 委員 奨学金等の貸付制度の募集期間は中学校の段階若しくはその前後だと思う。給付型になると 11 月支給になることから、募集期間はまたずれると考えてよいか。そうなった場合に奨学金の貸付を受けている子どもたちが、給付型の申請をしたいと思った時、300 人程度もらえたとしても返還義務がないため相当数申し込みがあると思う。貸付を受けている世帯は対象外になっていく可能性が高くなるのか。貸付と給付型の両方を受け取ってよい訳だが、給付型の申し込み人数が定員を超えた場合に貸付を受けている世帯は要件的に不利になり得るか。

事務局 既存の奨学金等の貸付の制度については毎年 12 月 15 日から 1 月の末まで申請受付期間としている。仮に高校 1 年生ということであれば中学 3 年生のその時期に希望する方は申請をする。年度当初には決定の通知をお出ししている。実際の支給は 5 月期と 9 月期の年 2 回それぞれ 6 ヶ月分をまとめて支給させていただいている。

委員が質問された「給付型奨学金」については、既存の奨学金等の貸付部分を考慮しないとしている。それとは別に世帯の所得割額（税額控除前）が 100 円以上 85,500 円未満と定めているが、それに該当する方であれば本市の奨学金等の貸付の有無にかかわらず、該当になれば定員を限度に給付をしていくものとしている。

F 委員 わかりました。その中でも給付型について、所得の低い順に、ということがあって成績は問わないとなっているが、学校がまちまちなので問えないのだろう。

委員長 他はいかがか。

C 委員 奨学金の申請資格の見直しのところに、他の奨学金の給付または貸付を受けていない者とあるが、これは口頭でヒアリングするのか。またはエビデンスか何か必要か。申し出なのか。

事務局 実際にそのような定めで運用しているが、今エビデンスという言葉があったが、実際には申請の段階で、お客様が過度な債務を背負わないよう、口頭で確認し念を押しているところ。エビデンスというのではない。

F 委員 もう一点よいか。給付型の支給が11月ということの説明が事務局からあって年度当初の部分と季節的に11月が物入りであろうという苦しい回答を聞いたが、この時期(4月)はやはり1年生の子どもたちにとっては入学後の4月がとにかく物入りであるように思う。自分は今年から委員になったので、どうしても11月になった経緯を今一度説明願いたい。様々な意見の中で支給の時期を早めてもらうことは可能かどうかお答えいただきたい。

事務局 説明の中でもお話ししたが、北海道で実施している奨学給付金制度は、実際に保護者の手元に渡る現金給付だが、その北海道の制度も7月1日を基準日としているところである。所得割額が非課税というのも7月1日を基準日とし最新の課税状況を確認する形になっている。子どもも課税年度を北海道のものと同揃えることにより、北海道が対象とする所得層、非課税世帯並びに生活保護受給世帯の一つ上の層を対象とできるということがある。以上のことから、基準日を7月1日、申請開始を8月から、そして給付を11月というところを逆算して設定した。

事務局 補足だが、子どもが所得を確認するのは前年の所得となると、その証明ができるのが6月中旬以降という実態がある。北海道の方としても、非課税世帯という確認を行うので、その方が7月以降に申請された時に前年の所得で判断し、給付するとうふうにししないと、同一年度での比較ができない。仮に、市の制度を5月くらいの早い支給とした場合、2月か3月に申請を受けることとなり、そうするといわゆる前年の所得ではなく前々年所得の確認となってしまうため、同じ世帯でも収入が極端に変わった場合、子どもが支給した後に、同じ方が翌年度において非課税となって北海道から給付可能になる。確認する所得の年度の違いがあるために、二つの給付金の支給を同時に受け取れる方も生じることになる。以上のことから、北海道に準拠することで同一人物の併給を防ぐことができ、結果として広く皆様へ行き渡るのではないかと考え、このような給付時期を設定したところである。

F 委員 ありがとうございます。

委員長 他に意見等ないようなので、(1)の議事を終了する。
続いて(2)の議事に移ります。事務局から説明願いを。

事務局 ~説明~

委員長 今の説明に対して皆様からご意見ご質問あればお願いしたい。

委員長 給付型奨学金の給付人数の 300 人は必ず受け取れるということか。

事務局 既に実施してる貸付事業と同じく育英事業基金を活用して運用するため、この給付型奨学金制度を創設するにあたり、どの程度予算を組めるか様々な検討を行ったところ、やはり「給付型」ということなので中長期的にみた場合、毎年度の基金が減じていくため最終的な基金の残高が、現在 5 億円程度あるが、年々目減りはしていく。そうなると、従前からの貸付事業にも影響を及ぼしかねないということもある。また、新たな制度ではあるが、ある程度の期間は継続したい。これを 10～20 年でみた場合、年間で拠出可能な金額として 2 千万程度であるというところから、対象金額が最大で私立高校の 7 万円と設定した場合に逆算して 300 人ということになった。最低でも、今委員長がおっしゃった 300 人は給付の対象としたい。併せて、仮に所得割額が同額の方がいればその方も 301 人目ということで従前から救済したいと考えていた。今回ご意見もあったことから、こういったことを踏まえて、公立高校等との給付額の差額が生じるため、予算の許す限り下から数えて、実際の状況によって何人になるかわからないが、対象としたいと思っている。

C 委員 例えば焦げ付くケースがあると思うが、我々も新卒を採用すると入社と同時に 500 万円くらいの奨学金の債務を背負ってくる者もいる。なかなか返済できない者もいると思う。そういったケースの場合、償還期間を延長してもらうなどのケースもあるのか。

事務局 いわゆる「滞納」の関係かと思う。返還に対する滞納に関することであるが、従前から、様々な状況の変化により貸付された方が返済困難に陥ることもある。一定程度の期間を見ながら、もちろん連帯保証人等にも働きかけながら対応させていただき、返還について催告等を行いながらできるだけ不納欠損とならないように対応しているところである。今申し上げた個々のケースでは、期限というものはあるが、持ちこたえられないような御相談があった場合には、誓約書をもらったうえである程度金額を少なく設定するなど対応しており、そのような対応をしている方は実際いらっしゃる。

E 委員 今の話で、返済不要の給付金だが「焦げ付き」とはどういうことか。

事務局 給付型奨学金は返済不要であり、そこには関連しない。
今お話を伺ったのは、既存の奨学金の部分である。

E 委員 わかりました。
給付型奨学金の給付人数 300 人だが、年間で対象となる高校生の入学者数は

どのくらいと見込んでいるのか。

事務局 様々なデータを可能な限り確認したが、私どもが対象とする非課税世帯の上の階層を推計したところ概ね 350～400 人程度であり、市外在住のケースをプラスした 400 人前後と考えている。今回お示ししている 300 人は予算の上限があるためであるが、申請してもらえない人が生じるため、なんとか少しでも救済できないかという声もあった。今後は少子化で生徒数の減少も見込まれていく中で、経済状況によってはその収入階層に属する人数が年度によっても変化するものと思われる。状況の変化というのは正確に見定められないところがあるため、まずは次年度こうした形で運用させていただきながら、実際の申請者の数も見ながら研究していきたいと思う。

B 委員 給付型の確認だが中 3 の 3 月に再度周知するという話があったが、具体的な事務手続きはその後になるということによいか。
そうすると、高等学校においてもアナウンスをするということが出てくるということによいか。

事務局 私どもも様々な場面を通じてまずは皆様にご説明させていただきながら、各学校を通じてよりスムーズに制度を実施できるように心がけていきたいので、その際はよろしくお願ひしたい。

B 委員 それは生徒のためなのでいとわないし、関係するところで連携を取っていききたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

G 委員 給付型奨学金 300 人に入れなかった約 100 人は、貸付型の奨学金を利用することになると思うが、収入の少ない方から決定していくということか。

事務局 貸付事業自体は収入要件はない。

G 委員 給付型の 300 人の中に入るには、収入の少ない者からという理解によいか。

事務局 北海道が収入 0 円から非課税世帯の方までを対象としているため、例えば北海道で 100 番目まで対象としたならば、101 番目から私どもは対象としていく。101 番目以降から数えて 300 人までとしている。教育費の捻出に一番お困りの方は所得の低い方であろうということで、そのような順番で取り組んでいきたいと考えている。

C 委員 それは北海道から給付を受けることが市と情報共有されているのか。

事務局 基準を明確に決めるため、非課税の方が間違っ
て申請した場合は、対象ではない旨をお知らせ
することができる。

事務局 G委員のお話に補足させていただく。税金の額を基準としており、厳密にいうと年収ベースで各家庭での控除の額によって多少の逆転はあると思う。したがって年収ベースでいうと目安というふうに記載させていただいているが、約250万円から350万円程度。中には御家庭の控除の関係等で年収で350万円を超える方がいるかもしれないということである。

委員長 他に質問ご意見なければ(2)は終了する。
様々なご意見をお聞きできたので、本日の議論を、今後のよりよい制度設計や奨学金制度の普及のため参考としていただきたい。

3 その他

事務局 今年度の本委員会については、例年どおり、翌令和2年2月下旬に2回目の開催を予定している。現時点での予定だが、内容としては奨学生等の選定について、本日議論いただいた給付型奨学金についても最終報告をさせていただく。

以上